

### 【転入学】

#### 1. 受入の条件

〈前提条件〉

- (1) 生徒及び保護者が和歌山県内に住所を有することが確実であること。
- (2) 学校教育法第一条に定められている高等学校に在籍していること。
- (3) 一家転住等、やむをえない正当な理由があること。
- (4) 前籍校と本校の教育課程に大きく差異がないこと。
- (5) 本校において、教育上支障のないこと。(定員など)

上記(1)～(5)のすべてを満たした場合、原則として転入学の手続きを始めることとなります。

#### 2. 学力検査等

- ・学科試験（国語、数学、英語）
- ・面接

#### 3. 受付の時期

- ・3月上旬まで : 次年度から受入の場合
- ・9月中旬まで : 後期から受入の場合

#### 4. 手続・必要書類等

- ・前籍校の教育課程表
- ・当該生徒の成績証明書
- ・担任副申書

### 【編入学】

学年に相当する年齢以上に達し、当該学年の者と同等の学力があると認められた者で、転入学の受付の条件〈前提条件〉(1)を満たす者に対して、学校長が試験等を実施したうえで、編入学を許可します。

\* 詳細については、本校に問い合わせください。